

第 34 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 3 年 3 月 26 日

士別市農業委員会

第 34 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 26 日（金曜日）
午後 1 時 30 分開会
午後 3 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市青年等就農計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地所有適格法人の認定審査について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（25 名）

- | | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 保 科 隆 志 君 | 2 番 | 山 下 篤 君 |
| 4 番 | 湯 浅 悦 子 君 | 5 番 | 新 田 康 仁 君 |
| 6 番 | 濁 川 強 君 | 7 番 | 柳 眞由美 君 |
| 8 番 | 中 山 義 隆 君 | 9 番 | 寺 崎 徳 仁 君 |
| 10 番 | 遠 藤 英 俊 君 | 12 番 | 松 浦 秀 行 君 |
| 13 番 | 鈴 木 庄 一 郎 君 | 14 番 | 小 野 寺 悦 子 君 |
| 15 番 | 植 松 強 君 | 16 番 | 沼 舘 初 男 君 |
| 17 番 | 佐 久 間 弘 美 君 | 18 番 | 森 野 良 次 君 |
| 19 番 | 松 井 薫 君 | 20 番 | 大 崎 陽 司 君 |
| 21 番 | 菊 地 義 昌 君 | 22 番 | 上 野 浩 二 君 |
| 23 番 | 栗 本 勝 君 | 24 番 | 村 上 幸 博 君 |
| 25 番 | 五 十 嵐 浩 幸 君 | 26 番 | 岡 崎 京 子 君 |
| 27 番 | 飛 世 薫 君 | | |
-

出席説明員（7名）

事務局長	藪 中 晃 宏 君
総務課長	林 秀 忠 君
総務課主査	小 林 泉 君
総務課主事	古 閑 俊 祐 君
総務課事務員	佐々木 滯 君
朝日支所	多羽田 司 君
朝日支所	植 松 春 香 君

4. 会議の概要

（午後 1時30分 開会）

●議長（飛世 薫君）

第34回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超過しておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、13番 鈴木庄一郎委員、14番 小野寺悦子委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（藪中晃宏君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「丹委員」「工藤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（飛世 薫君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●の新規認定、15件の再認定、9件の変更認定の通知がありました。なお、累計は、先月比 1件増の474件となっております。以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号12番について山下委員、19番について沼館委員についての発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に日程第2、報告第2号、士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●の再認定の通知がありました。なお、累計は2件となっております。以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主事（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件より解約の通知がありました。以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第4、報告第4号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第5、報告第5号 農地所有適格法人の認定審査について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主査(小林泉君) 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、株式会社●●●●より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審査するものであります。

申請があった法人、●●●●、構成員3名、主業種、農業とする法人であります。令和3年2月26日に審査の申出があり、3月10日に審査会を開催いたしました。審査委員は、飛世会長と保科代理、法人が多寄町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員により審査を行いました。

審査の結果、農地所有適格法人としての要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしていると判断されました。なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利移転の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長(飛世 薫君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(飛世 薫君) ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長(飛世 薫君) 次に、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員(佐々木滯君) 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●の内、地目、畑、面積1,362㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営基盤の安定を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長(飛世 薫君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(飛世 薫君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（飛世 薫君） 次に、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 総務課主査（小林 泉君） 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、武徳町、地番●●●●外1筆、地目、田・畑、転用面積942㎡、格納庫建設のための転用であり、格納庫1棟58.32㎡、ほか合わせまして、合計942㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

番号2番、転用者、●●●●、所在、武徳町、地番●●●●、地目、畑、転用面積99㎡、農家住宅に附属する車庫建設のための転用であり、車庫1棟57.6㎡、ほか合わせまして、合計99㎡の計画となっています。

転用理由については、住宅敷地内には車庫を建設するスペースがないため、隣接地である本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

番号3番、転用者、●●●●、所在、川西町、●●●●外1筆、地目、畑、転用面積2,313㎡、堆肥盤設置のための転用であり、堆肥盤1式884㎡、ほか合わせまして、合計2,762㎡の計画となっています。

転用理由については、農業生産性を向上させるため、堆肥盤を設置して堆肥の確保を図るものの転用であり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

- 議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
(「なし」の声あり)

- 議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（飛世 薫君） 次に、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 総務課主査（小林 泉君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、武徳町、地番●●●●、地目、畑、転用面積625㎡、農家住宅建設のための転用であり、農家住宅1棟119.78㎡、

ほか合わせまして、合計 780.25 m²の計画となっています。

転用理由については、現在、両親と同居しているが手狭であり、農業の作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

番号 2 番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、東 1 条 14 丁目、●●●●
●外 1 筆、地目、田・畑、転用面積 397 m²、一般住宅建設のための転用であり、住宅 1 棟 73.95 m²、ほか合わせまして、合計 397 m²の計画となっています。

転用理由については、現在、市内の賃貸住宅に居住しているが手狭なため本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は売買となっております。

以上で説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第 9、議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主事（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号 1 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外 8 筆、地目、田、面積 41,051 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 2 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田・畑、面積 12,173 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 3 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 1,120 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 4 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・畑、面積 61,247 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 5 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外 5 筆、地目、畑、面積 96,972 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、田、面積702㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積36,873㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外19筆、地目、田・畑、面積150,746.25㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、畑、面積37,151㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積33,261㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号11番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、田、面積1,889㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号12番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積24,796㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号13番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外1筆、地目、田・畑、面積23,686㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号14番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外5筆、地目、田、面積29,849㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号15番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積19,128㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号16番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外7筆、地目、田、面積46,236㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号17番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外9筆、地目、田・畑、面積57,938㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号18番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、東8条15丁目、地番、●●●●外6筆、地目、田・畑、面積56,854㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 19 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南町東 4 区、地番、●●●●外 3 筆、地目、畑、面積 16,680 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 20 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南町東 4 区、地番、●●●●外 13 筆、地目、畑、面積 162,465 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 21 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 38,985 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 22 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 10,411.74 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 23 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 3,986 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 24 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 10,849 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 25 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 34,204 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 26 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●、地目、畑、面積 50,306 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 27 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 40 筆、地目、田・畑、面積 377,096.29 m²、賃貸料、使用貸借のため無償で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 28 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 12 筆、地目、田・畑、面積 113,932 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 29 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 60 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 433,429.67 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 30 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 19 筆、地目、田・畑、面積 43,367.54 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、30 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 4 番について佐久間委員、7 番について沼舘委員、14 番について新田委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 34 回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後 15 時 00 分 閉会）